

新宿南口西地区地域冷暖房施設の都市計画変更案について

新宿区では、現在9地区の地域冷暖房施設を都市計画として定めている。(資料4－2)

このうち、新宿南口西地区地域冷暖房施設について、新宿駅西南口地区開発計画における建物の建設に伴い地域冷暖房施設による熱供給を行うため、都市計画変更手続きを進めている。

この度、都市計画変更案のとおり都市計画決定を行うため、新宿区都市計画審議会に付議する。

1 新宿南口西地区地域冷暖房施設の概要(資料4－3)

新宿南口西地区地域冷暖房施設は、大気汚染防止と環境負荷低減を図ることを目的として、新宿南エネルギーサービス(株)が平成7年から冷水や蒸気による熱供給を開始し、現在8棟(供給延べ面積41.3万㎡)の建物に熱供給を行っている。

- ・名称：新宿南口西地区地域冷暖房施設
- ・熱供給事業者：新宿南エネルギーサービス(株)
- ・熱発生所施設：西エネルギーセンター 新宿南プラント(施設面積約2,900㎡)
- ・供給区域：新宿区西新宿一丁目、渋谷区代々木二丁目及び
千駄ヶ谷五丁目の各一部 約9.2ha

2 都市計画変更案について

東京都市計画地域冷暖房施設 新宿南口西地区地域冷暖房施設(資料4－4)

- ・新設熱発生所施設

名称：新宿南第二プラント

位置：渋谷区代々木二丁目(施設面積約1,900㎡)

熱発生所施設の設置位置は渋谷区域に存するものの、計画建物が新宿区、渋谷区を跨いでいるため、2区同時に都市計画変更手続きを実施する。

3 都市計画変更案の縦覧、意見書の受付について

(1) 期間：令和6年11月18日(月)～令和6年12月2日(月)

(2) 意見書の要旨：資料4－5のとおり

4 今後の予定

令和7年2月 都市計画決定・告示(新宿区決定)